

平成 27 年 4 月 28 日記者発表資料

平成 27 年 4 月 21 日作成
豊かなくらし部商工観光課
担当：課長 安福昇治
内線：2205

市内の施工業者を利用する住宅リフォームの費用を補助

三木市内産業の活性化と市民の皆様の住環境の向上のため、市内の施工業者を利用して住宅の改修工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

1 対象者 次のすべて該当する方

- (1) 三木市に住所を有する方
- (2) 三木市内で自ら所有する住宅に居住している方
- (3) 市税の滞納がない方

2 対象工事 次のすべてに該当する工事

- (1) 三木市内の施工業者が施工する工事
- (2) 工事費が 20 万円以上の改築、修繕、模様替え等の工事
- (3) 補助金の交付決定後に着手する工事
- (4) 平成 28 年 3 月 31 日までに工事が完了し、工事代金の支払も終わることができる工事（ただし、市の他の制度や省エネ住宅エコポイント制度の対象となる工事箇所は除きます）。

3 補助金額 補助対象となる工事費の 10%（上限 10 万円）

4 募集件数 100 件（応募多数の場合は抽選） 9 月に 2 次募集を予定。

5 申込期限 5 月 30 日（土）消印有効

6 申込方法 往復はがきに必要事項を記入し郵送してください。

【往信の宛名面】〒673-0492 上の丸町 10 番 30 号

三木市豊かなくらし部商工観光課

【往信の文面】申込者の①住所②氏名③生年月日④電話番号⑤工事内容
⑥工事予定日程⑦住宅の所有者

【返信の宛名面】申込者の①住所②氏名

【返信の文面】記入しないでください（後日、三木市商工観光課から抽選番号を記入し、返送します）。

問い合わせ先 三木市豊かなくらし部商工観光課 商工振興グループ
電話 0794-82-2000（内線 2231）